

# 宇和島市行政経営改革プラン

## ～第4次宇和島市行政改革大綱～

令和2年3月策定



宇和島市

UWAJIMA

## 目 次

1. これまでの行政改革の取組	P. 1
2. これまでの主な成果	P. 2
3. 本市を取り巻く状況と課題	P. 3
4. 計画の目的	P. 9
5. 今後の時代認識	P. 10
6. 行政経営改革プランの全体像	P. 11
7. 行政経営改革のコンセプト・基本方針	P. 12
8. 行政経営改革プランの位置付け	P. 14
9. 改革の進め方	P. 14
<b>●補足資料</b>	P. 16
・『3－(2) 厳しい財政状況』補足資料	P. 17
・『3－(3) 公共施設老朽化の状況』補足資料	P. 22
<b>●参考資料</b>	P. 25
・宇和島市行政改革推進委員会委員名簿	P. 26
・宇和島市行政改革推進委員会設置要綱	P. 27
・諮問書	P. 29
・答申書	P. 30

## 1. これまでの行政改革の取組

### (1) 行政改革大綱・集中改革プラン 【推進期間：平成18年度～21年度】

本市では、平成18年度に「宇和島市行政改革大綱」「宇和島市集中改革プラン」を策定し、重点推進事項として、健全な財政運営の推進、組織・機構の再編など18項目を掲げ、合併後の『新市の一体感の形成』『危機的財政状況からの脱却』を図るため、行政改革を推進してきました。

- <基本方針>**
- 方針1 中長期的な視点に立った財政運営の健全化**
  - 方針2 効果的・効率的な行政運営の推進**
  - 方針3 分権型社会にふさわしい組織体制の確立**
  - 方針4 市民とともに進める公共サービスの向上**

### (2) 第2次行政改革大綱・実施計画 【推進期間：平成23年度～26年度】

平成23年度に策定した「第2次宇和島市行政改革大綱」「第2次宇和島市行政改革大綱実施計画」では、将来にわたって持続可能な行財政運営体制を構築するとともに、市民と行政がお互いに協力してまちづくりに取り組むため、『簡素で効率的な市役所の実現』『市民と行政との協働体制の確立』を目指し、行政改革を推進してきました。

- <基本方針>**
- 方針1 効率的・効果的な行政サービスの提供**
  - 方針2 健全な財政運営の推進**
  - 方針3 簡素で機能的な組織体制の整備**
  - 方針4 地域協働の推進と市民サービスの質的向上**

### (3) 第3次行政改革大綱・実施計画 【推進期間：平成27年度～31年度】

平成27年度に策定した「第3次宇和島市行政改革大綱」「第3次宇和島市行政改革大綱実施計画」では、急激な人口減少、厳しい財政状況など、本市を取り巻く社会情勢が一層厳しさを増す中で、地域主権型社会にふさわしい自立した宇和島市を創造・経営するため、行政改革を推進してきました。

- <基本方針>**
- 方針1 効率的・効果的な行政サービスの提供**
  - 方針2 健全な財政運営の推進**
  - 方針3 簡素で機能的な組織体制の整備**
  - 方針4 地域協働の推進と市民サービスの向上**

## 2. これまでの主な成果

### (1) 財政運営の健全化（～第3次行政改革大綱）

- ①経常収支比率 平成18年度：94.1% → 平成30年度：83.6%
- ②実質公債費比率 平成18年度：18.4% → 平成30年度：4.5%
- ③将来負担比率 平成19年度：175.2% → 平成30年度：該当なし
- ④財政調整基金現在高 平成18年度末：8.2億円  
→ 平成30年度末：50.4億円

### (2) 市税の徴収率（第2次行政改革大綱～第3次行政改革大綱）

平成21年度：90.8% → 平成30年度：96.9%

### (3) 組織のスリム化（～第3次行政改革大綱）

#### ①組織機構の再編 ※公営企業除く

平成18年4月1日：15部局56課 → 平成31年4月1日：10部局34課

#### ②職員定数の適正化 ※普通会計分

平成18年4月1日：860人 → 平成31年4月1日：553人（削減率35.7%）

### (4) 受益者負担適正化（～第3次行政改革大綱）

市民負担の公平性を確保するため、合併前の旧4市町間で同一又は類似する施設の使用料について一体性の確保を図るとともに、使用料・手数料の適正な負担のあり方の見直しを実施し、平成29年度より当該見直し後の料金を適用

### (5) 事務事業の外部委託の推進（第2次行政改革大綱～第3次行政改革大綱）

「宇和島市指定管理者制度ガイドライン」に基づく公の施設への指定管理者制度の導入の検討 → 平成31年4月時点：16件（19施設）に導入

### 3. 本市を取り巻く状況と課題

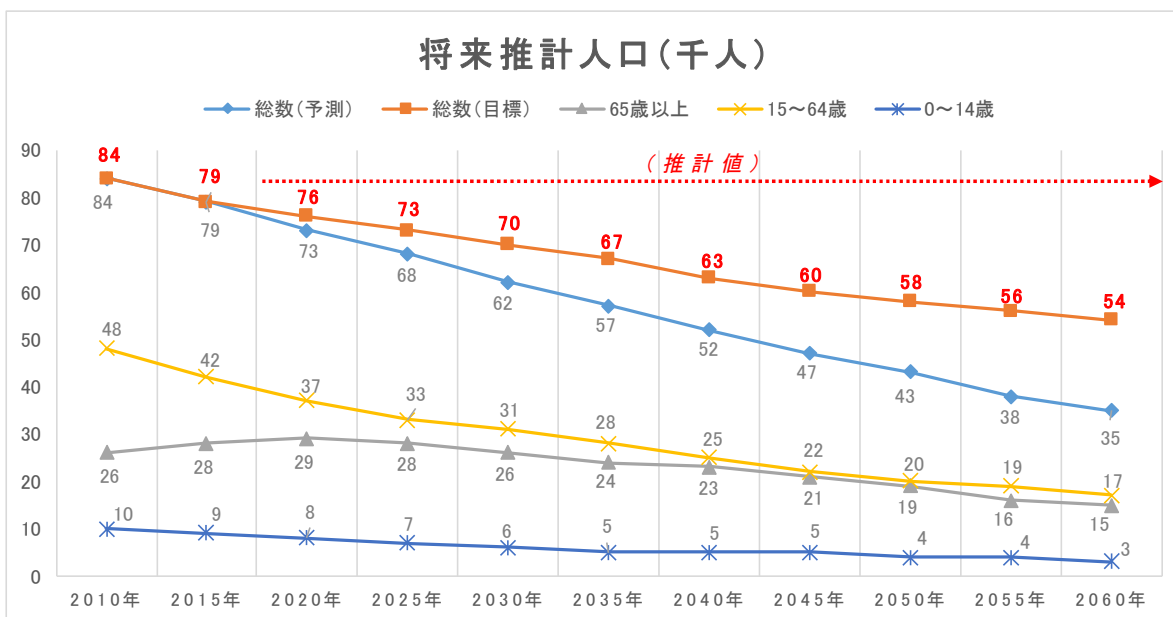
#### (1) 人口減少、少子高齢化の状況

本市の将来推計人口は2040年で約5.2万人、2060年には約3.5万人になると予測されており、また、人口割合については、2040年以降、65歳以上の人口は全体の約4割、14歳以下の人口は全体の約1割で推移すると予測されています。

少子高齢化が進むと生産年齢人口の減少による労働力の低下、社会保障費の増加、税収の減少などが懸念されます。

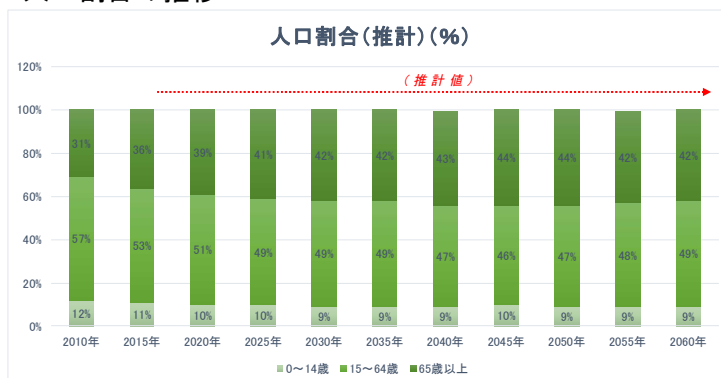
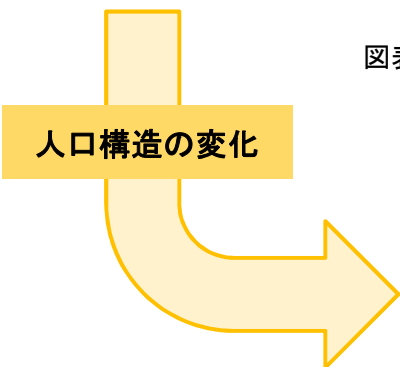
そのため、本市では平成28年3月に『宇和島市総合戦略』を策定し、2060年において5.4万人程度の人口を維持するとともに、人口構造の若返りを目指す長期的な目標を立て、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指し、少子化・人口減少対策に係る各種施策を実施しています。

図表 1: 人口の推移



資料: まち・ひと・しごと創生 宇和島市総合戦略

図表 2: 人口割合の推移



資料: まち・ひと・しごと創生 宇和島市総合戦略

## (2) 厳しい財政状況

合併当初は、三位一体の改革の影響もあり、危機的な財政状況にありましたが、これまでの様々な行財政改革による成果、国の地方財政政策による地方交付税の交付水準の回復などにより、主な財政指標は大幅に改善しました。

その一方で、自主財源の要である市税の収入は、人口減少や少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少などにより長期的には減少傾向にあり、本市の財政状況は、依然として地方交付税をはじめ国や県などからの財源に大きく依存する体質に変わりのない状況に置かれています。また、本市に未曾有の大被害をもたらした、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に向けて、長期にわたり巨額の財源確保が必要となっています。

図表 3: 財政状況の概要

項目	H18年度	…	H28年度	H29年度	H30年度
歳入決算額(百万円)	39,938		44,586	43,804	50,695
歳出決算額(百万円)	39,507		43,268	42,610	48,574
財政力指数	0.37(0.63)		0.33(0.52)	0.33(0.51)	0.34
経常収支比率(%)	94.1(92.1)		83.3(90.5)	84.5(91.5)	83.6
実質公債費比率(%)	18.4(16.1)		5.6(8.2)	4.9(8.0)	4.5
将来負担比率(%)	—		該当なし(32.5)	該当なし(30.2)	該当なし
市債残高(億円)	456		329	325	330
人件費(百万円)	8,324		5,720	5,517	5,800
人口千人当たり職員数(人)	9.00(8.20)		6.92(8.21)	7.05(8.30)	7.12

※( )内の数値は類似団体内平均値

図表 4: 歳入の構成比

(単位: 千円)

年度	H18年度	…	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
歳入総額	39,937,621		43,708,485	47,684,947	44,586,138	43,804,015	50,694,996
うち地方税	7,893,875		7,899,423	7,625,286	7,792,989	7,864,143	7,765,217
(構成比)	19.8%		18.1%	16.0%	17.5%	18.0%	15.3%
うち地方交付税	14,982,423		17,516,363	17,647,674	17,470,826	16,836,236	18,228,217
(構成比)	<b>37.5%</b>		<b>40.1%</b>	<b>37.0%</b>	<b>39.2%</b>	<b>38.4%</b>	<b>36.0%</b>
うち国庫支出金	4,623,634		6,831,635	8,321,003	6,484,090	5,732,939	6,780,633
(構成比)	<b>11.6%</b>		<b>15.6%</b>	<b>17.5%</b>	<b>14.5%</b>	<b>13.1%</b>	<b>13.4%</b>
うち県支出金	2,596,045		3,156,753	3,006,168	3,186,690	3,161,222	4,282,396
(構成比)	<b>6.5%</b>		<b>7.2%</b>	<b>6.3%</b>	<b>7.2%</b>	<b>7.2%</b>	<b>8.4%</b>
(参考)歳出総額	39,506,541		42,714,688	46,316,536	43,268,260	42,610,409	48,573,701

### (3) 公共施設老朽化の状況

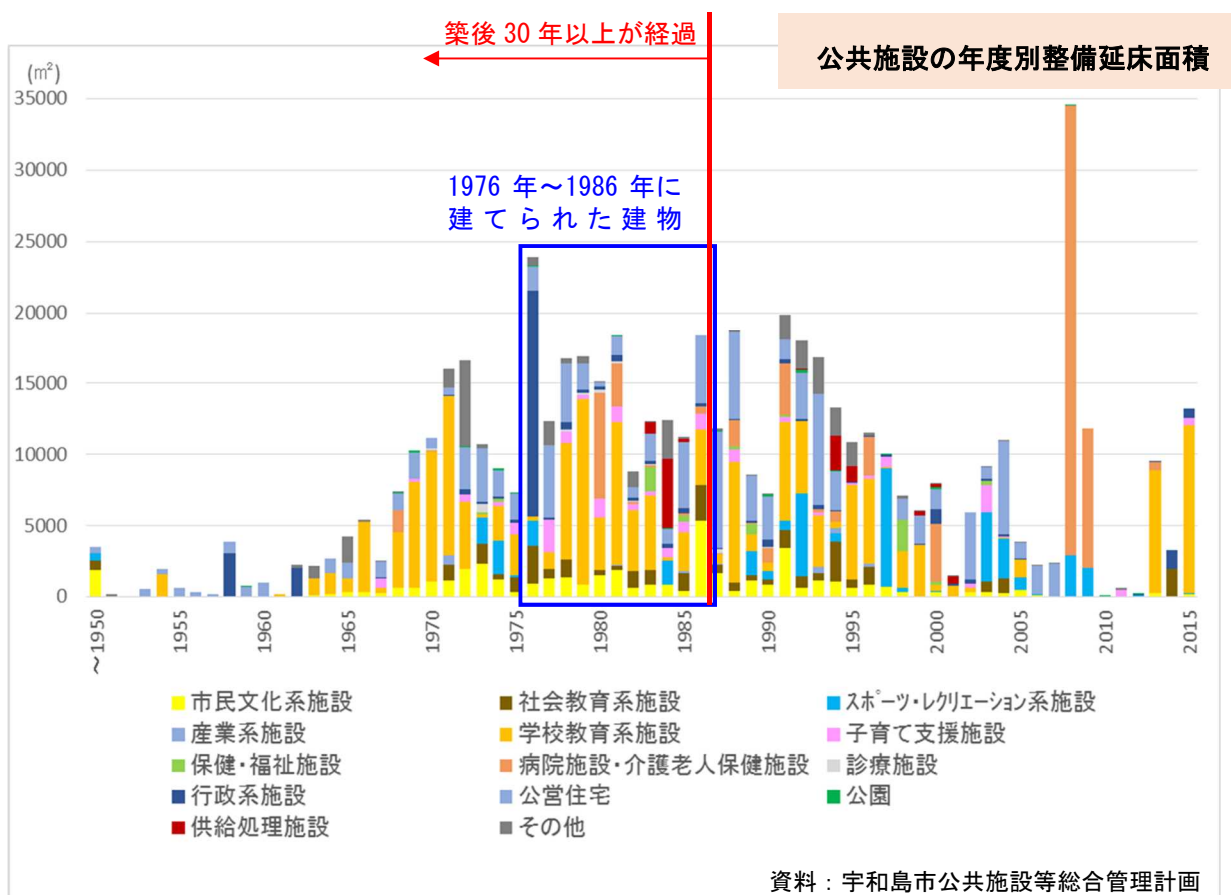
公共施設の建築年別延床面積を見ると、1976年～1986年に建てられた建物が比較的多く、これらの施設は築後30～40年が経過しようとしています。

また、築後30年以上（1986年以前建築）が経過している施設の総延床面積は287,450.91㎡あり、これは施設全体の51.0%を占めています。

将来人口が減少傾向にある中で、今後、多額の更新等費用が必要になり、財政的に大きな負担となることが懸念されるため、『宇和島市公共施設等総合管理計画』

（平成29年6月策定）に基づき、施設の長寿命化・複合化・統廃合など様々な施策展開を視野に入れつつ、長期的な視点をもって今後の公共施設等のあり方を検討する必要があります。

図表 5: 公共施設の年度別の整備状況



#### (参考) 公共施設及びインフラ資産の将来の更新等費用の見通し

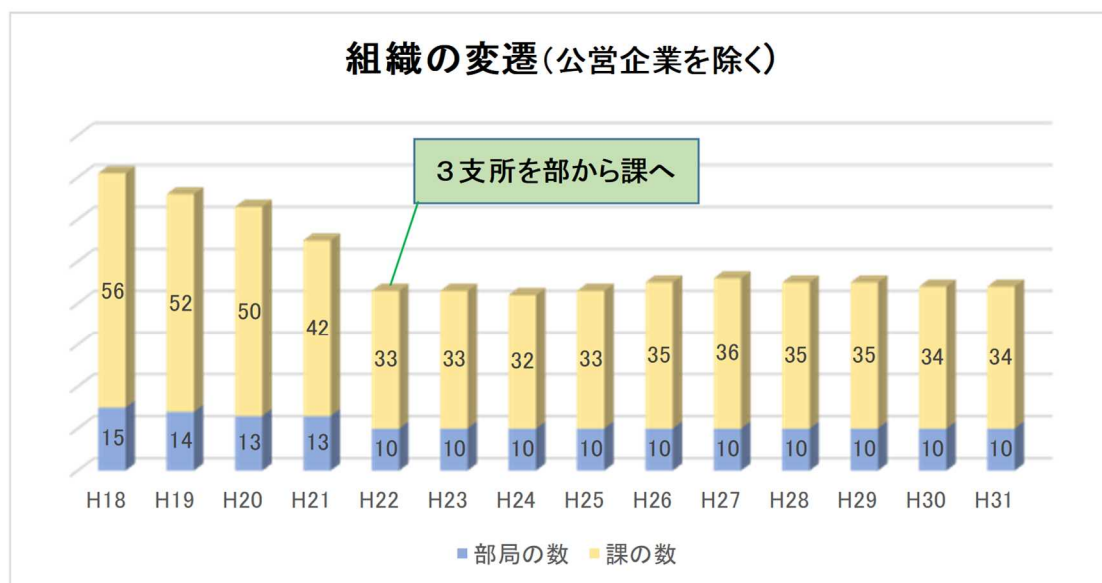
- ・ 2011～2015年の5年平均（実績）→ 26.8億円
- ・ 2017～2056年の40年間（試算）→ 総額：4,251.5億（年額：約106.3億円）

#### (4) 組織機構の再編状況

政策的な課題、社会情勢に対応した組織体制を整えるため、組織機構のスリム化を図るとともに、継続的に組織機構の再編に取り組んできました。

引き続き、社会情勢の変化に速やかに対応できる組織体制を構築していく必要があります。

図表 6: 組織の変遷



※1) 各年度4月1日現在

※2) 公営企業とは、病院局及び水道局をいう

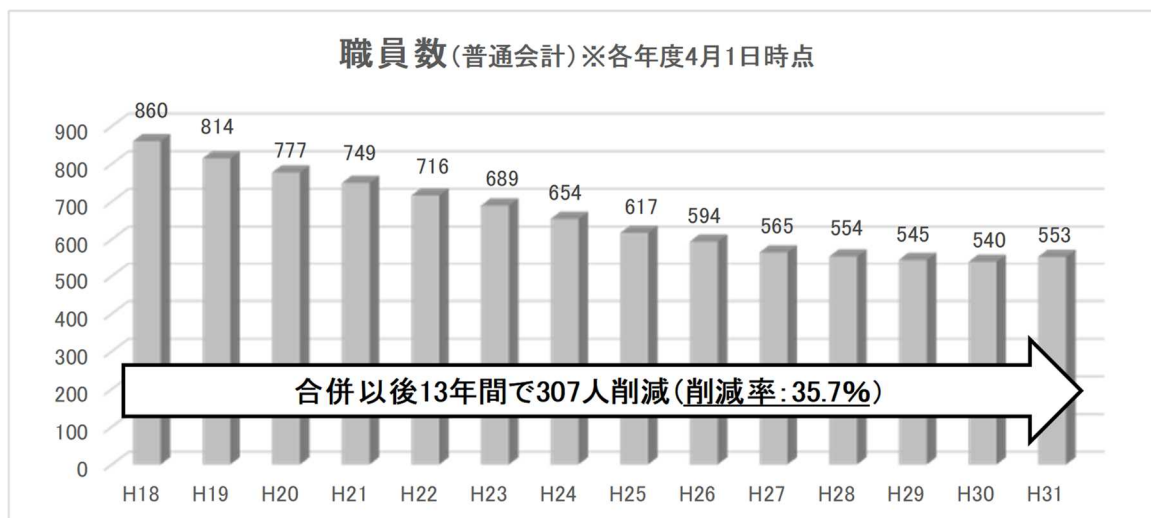
#### (5) 職員配置の適正化の状況

合併以降、行財政健全化に向け、組織機構の簡素化を図るとともに、定員適正化による総人件費の抑制に努めるため、平成18年12月に宇和島市定員適正化計画(第一次)、平成24年2月に宇和島市定員適正化計画(第二次)を策定し、職員の定員適正化に積極的に取り組んだ結果として、目標数値を大幅に上回る職員数の削減を行うことができました。

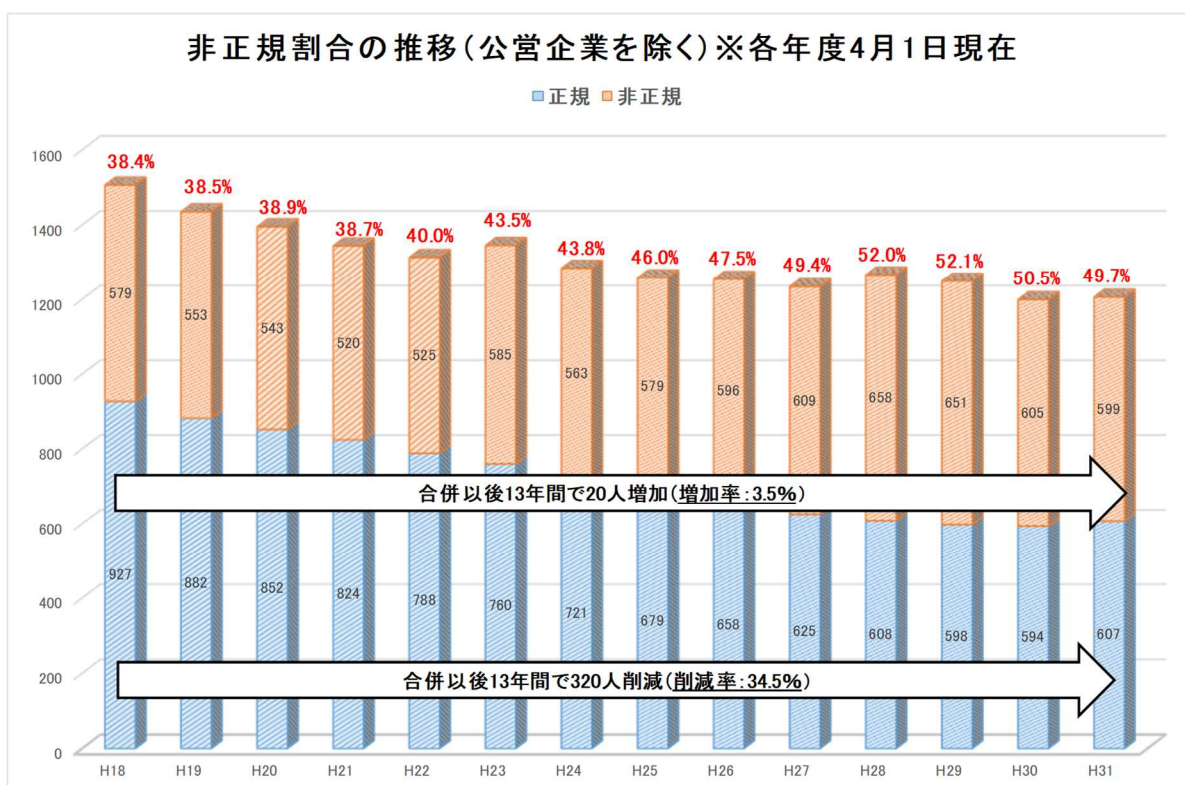
しかしながら、職員数は類似団体との比較により不足傾向、また、正規職員の割合は5割程度となっており、これ以上の職員数の削減は、市政運営に影響を与え、重要施策の推進に支障をきたす恐れもでてきています。



図表 7: 職員数(普通会計)

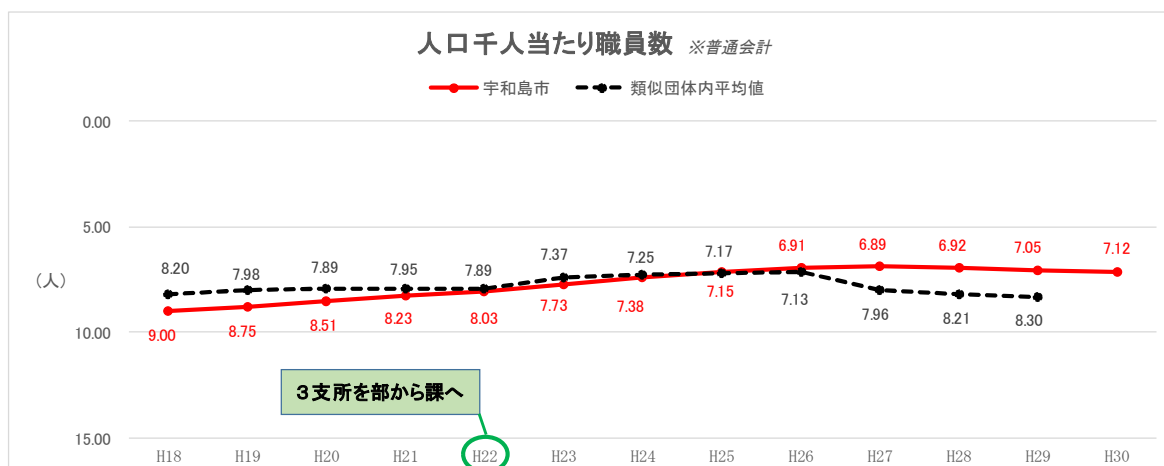


図表 8: 非正規職員の割合



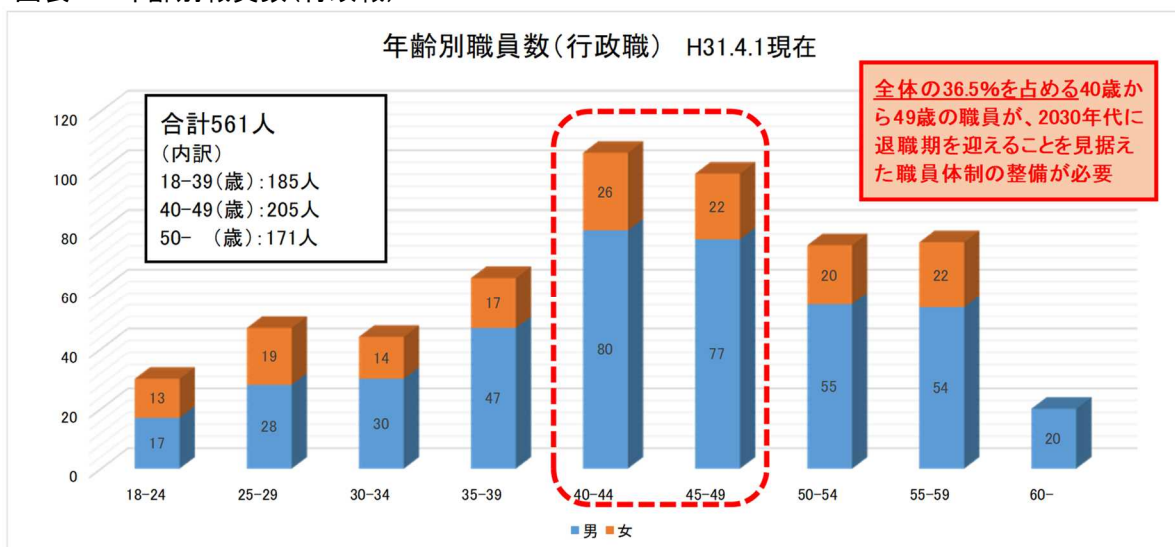
※非正規職員 勤務時間が週20時間未満の者(雇用保険の対象とならない職員)を除く。

図表 9:人口千人当たり職員数(普通会計)



また、団塊の世代が退職した現在の職員（行政職）の年齢構成は、40歳から49歳の職員が全体の36.5%を占めており、多くの職員が2030年代に退職期を迎えることとなります。

図表 10:年齢別職員数(行政職)



※行政職 … 事務職、保健師、土木技師、建築技師 など

このことから、行政サービスの維持向上はもとより、少子高齢化・人口減少とそれに伴う経済・産業活動の縮小という大きな課題に向き合い、地域活性化を図るためには、組織力の低下を招くことなく、市政運営に必要な人財を計画的に確保するとともに、職員の育成を図っていくことが求められています。

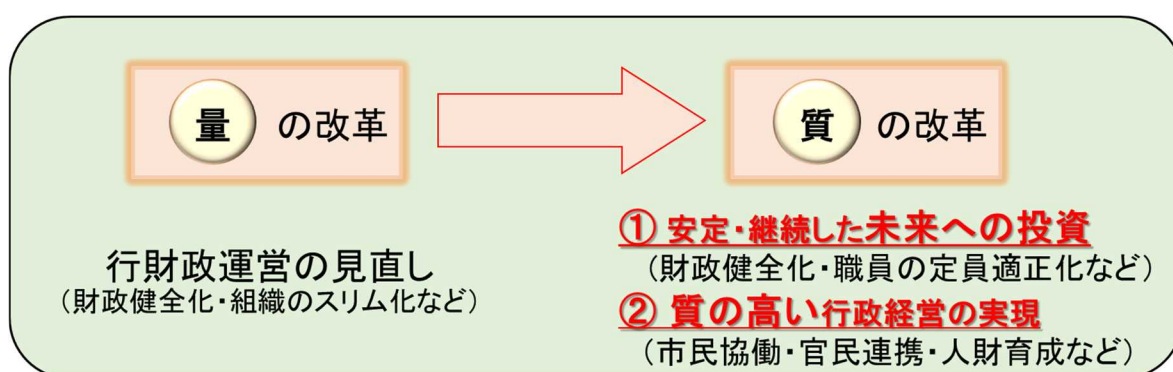
#### 4. 計画の目的

これまで、本市では、宇和島市行政改革大綱（推進期間：平成18年度～21年度）、第2次宇和島市行政改革大綱（推進期間：平成23年度～26年度）及び第3次宇和島市行政改革大綱（平成27年度～31年度）を基本とし、様々な行財政改革に取り組んできた結果として、財政の健全化、職員の定員適正化等について一定の成果をあげているところです。

しかしながら、本市を取り巻く状況は、少子・高齢化を伴う人口減少、経済状況の変化など様々な要因により大変厳しくなっており、今後、安定した行政運営を継続していくにあたり、依然として厳しい状況に置かれています。

このような状況下で、第2次総合計画を着実に推進し、目指すべき将来像である『継承・共有・発信のまち“世代を超えて、自然を愛し、歴史を誇る ふるさとうわじま”』を実現するためには、同計画の政策目標6『共に歩む』に基づく『自立した公共経営の推進』に係る取り組みを具体化し、AI・RPA等のロボット技術の導入などによる労働生産性の向上、また、市民・関係団体・事業者・行政などにおけるこれまで以上の連携・協働による“まちづくり”を進め、限りある行政資源（ヒト・モノ・カネ・情報）で最良の行政サービスを提供できる行政経営の実現が求められます。

以上のことを踏まえ、今後、取り組む行財政改革においては、これまで「コストの縮減・効率化」を主目的としてきた「量の改革」から、市民の「満足感・納得感」の追及、成果重視の経営感覚の浸透、職員の自発的な経営能力の養成など「質の改革」の視点に重点を置き、限りある行政資源を最適配分し、有効活用した施策の選択と集中による行政経営により、更なる市民サービスの向上を推進していきます。



図表 11: 行政改革の方向性

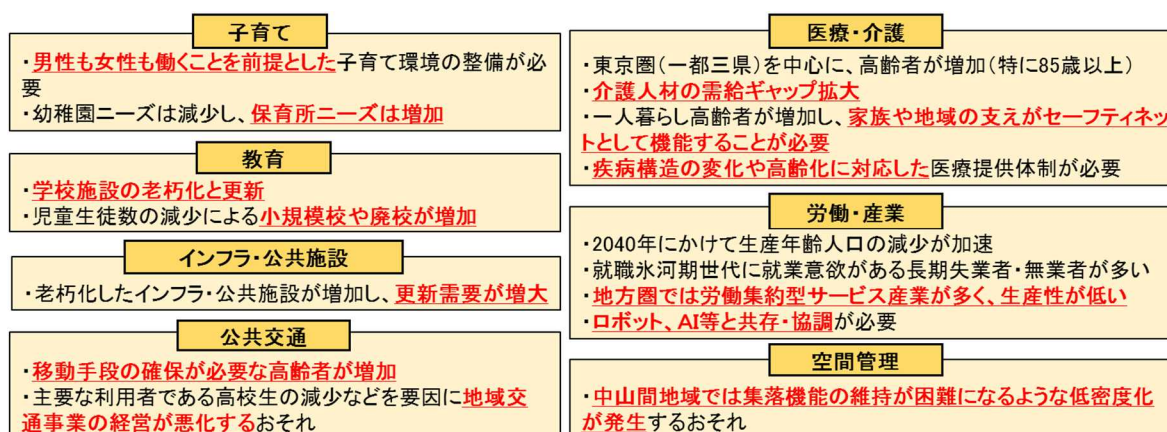
また、こうした考えを取り入れ、より明確化するため、計画の名称をこれまでの行政改革大綱から『行政経営改革プラン』に変更します。

## 5. 今後の時代認識

※【出典】自治体戦略2040構想研究会 報告

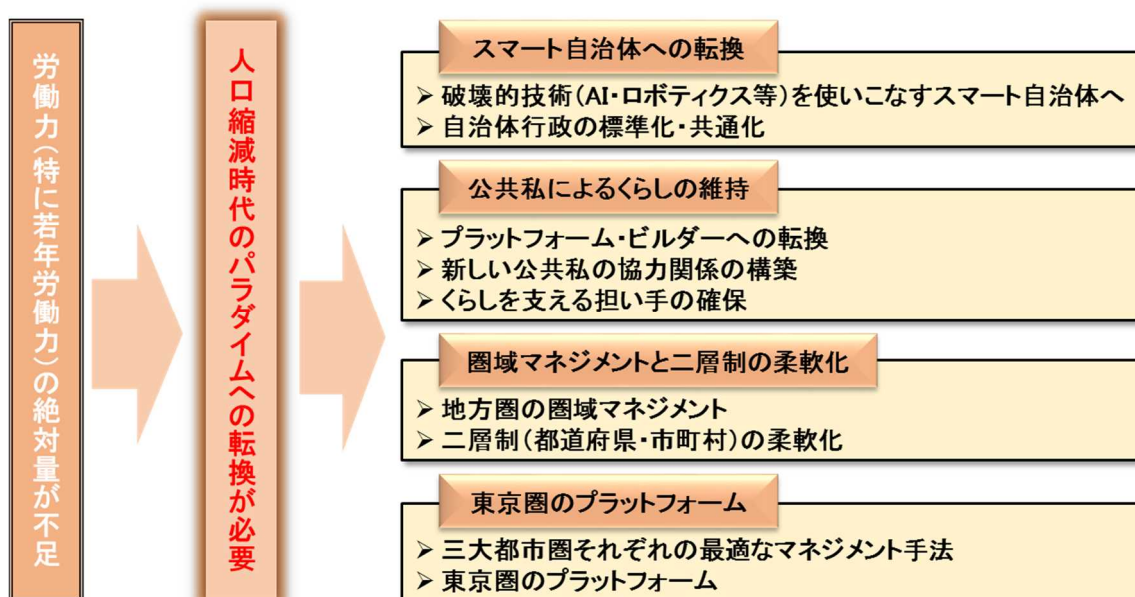
平成30年7月に総務省の『自治体戦略2040構想研究会』において、人口減少社会への対応をテーマに、高齢化がピークを迎える2040年頃の自治体のあり方について報告が取りまとめられ、2040年頃までに想定される各行政分野の課題や自治体行政の課題について整理がされました。

まず、各行政分野における主な課題については図表12のとおりです。



図表 12: 2040年頃までに想定される各行政分野の課題

そして、自治体行政の課題では、少子・高齢化を伴う人口減少により行政機能を将来的にこれまでどおり維持していくことが困難になることが見込まれています。このことから、人口減少に伴い、若年労働力の絶対量が不足し、行政資源が大きく制約されることを前提とした、既存の制度・業務の大胆な再構築に関する新たな自治体行政の基本的考え方が当該報告において示されました。



図表 13: 新たな自治体行政の基本的考え方

## 6. 行政経営改革プランの全体像

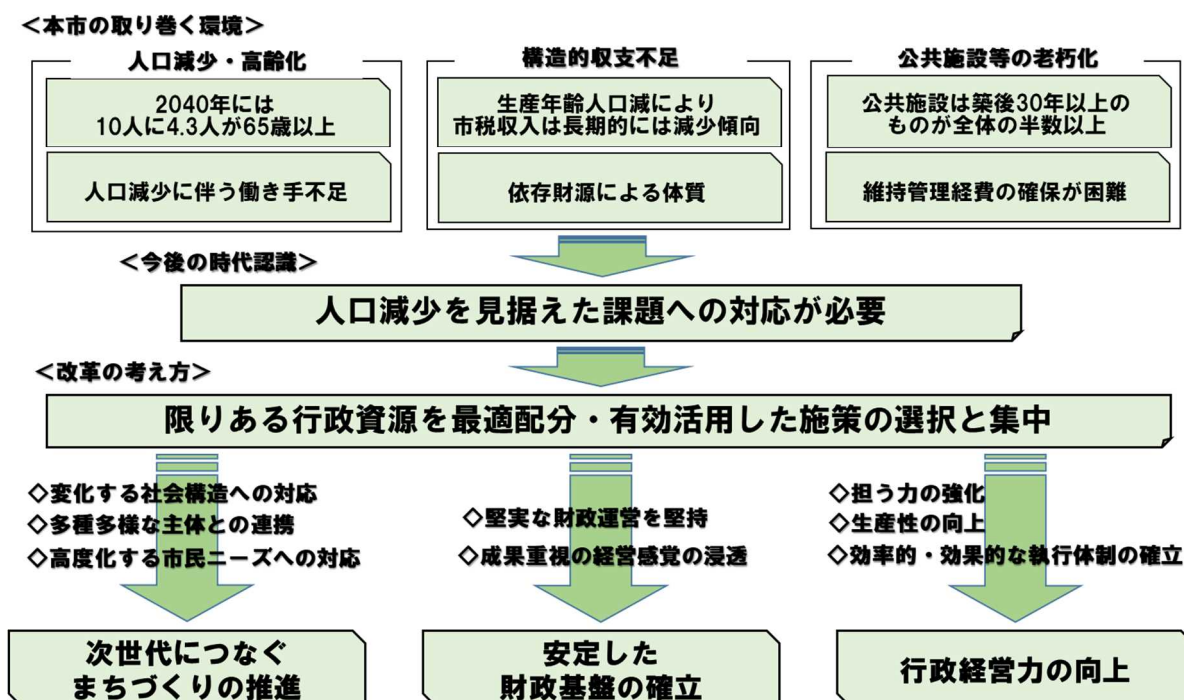
総務省の『自治体戦略2040構想研究会』における2040年問題（人口減少社会への対応）に関する報告では、子育てやインフラ・公共施設などの各行政分野における課題、また自治体行政に関する課題が挙げられており、本市においても人口構造の高齢化・人口減少への対応については待ったなしの課題となっています。

また、平成31年4月1日から働き方改革関連法が順次施行され、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「育児や介護との両立など、働き手のニーズの多様化」などへ対応するとともに、人的資本の強化や業務の効率化による労働生産性の向上が求められています。

これらのことから、本市の取り巻く環境から浮き彫りとなっている課題、そして、今後の時代認識を踏まえた上で、限りある行政資源を最適配分し、有効活用した施策の選択と集中による改革に取り組むために必要となる基本的な観点と基本方針を掲げ、『人口減少社会への対応を見据えた持続可能なまちづくり』を進めていくこととします。

## 行政経営改革プランの全体像

～人口減少社会への対応を見据えた持続可能なまちづくりを目指して～



図表 14:プランの全体像

## 7. 行政経営改革のコンセプト・基本方針

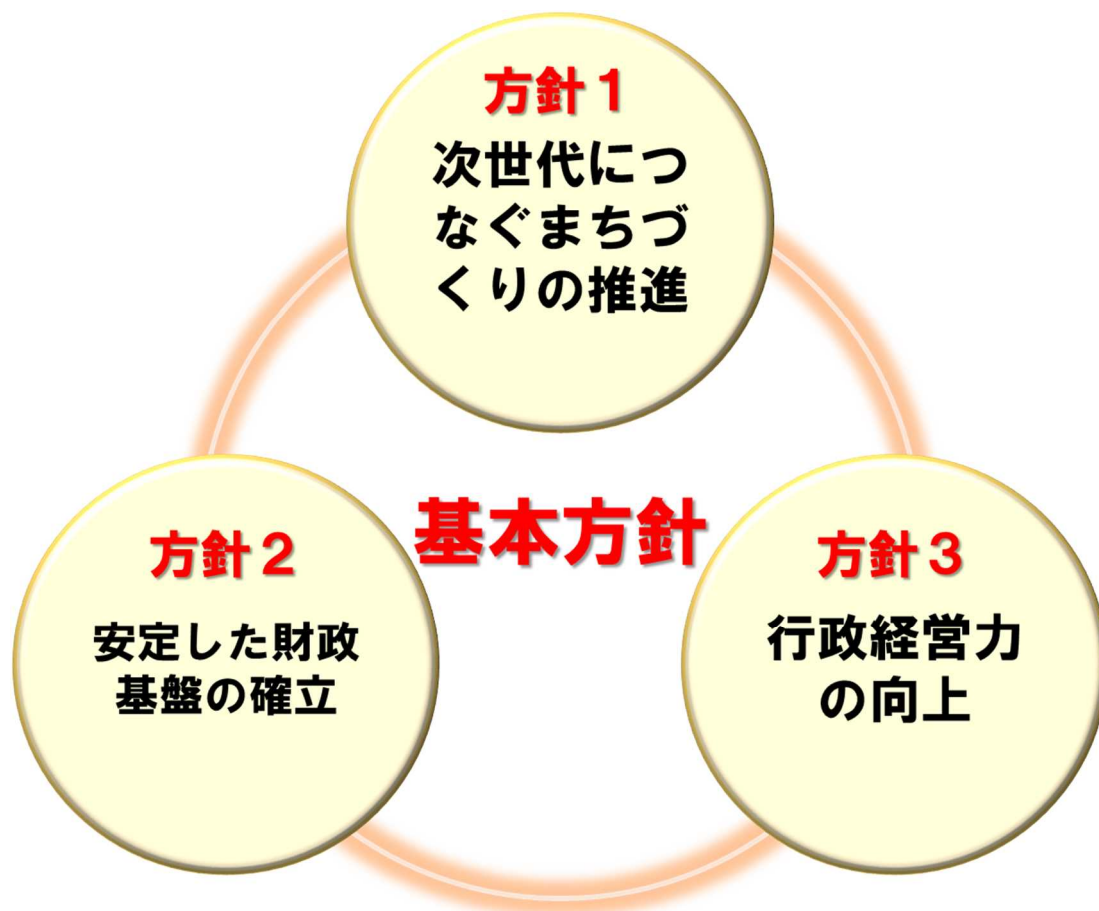
### (1) コンセプト

本市では、超少子高齢型人口減少社会が急速に進展する中において、20年、30年先を見据えた持続可能なまちづくりを進めるため、『人口減少社会への対応を見据えた持続可能なまちづくり』をコンセプトとして掲げ、本プランの推進を図ることとします。

**人口減少社会への対応を見据えた持続可能なまちづくり**

### (2) 基本方針

本市の取り巻く環境から浮き彫りとなっている課題、そして、今後の時代認識を踏まえた上で、限りある行政資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を最適配分し、有効活用した施策の選択と集中による行政運営を推進するため、次の基本方針により改革に取り組んでいきます。



図表 15: 基本方針

## 基本方針1 次世代につながるまちづくりの推進

積極的な情報発信、市民参画・協働や民間等との連携によって、効果的に行政サービスの拡充を図り、次世代につながるまちづくりを推進します。

### <取組の概要>

- 少子化・高齢化の進展に伴う社会構造の変化に対応した取組
- 多種多様な主体との連携による地域の課題克服に向けた取組
- 高度化・複雑化する市民ニーズに的確に対応した行政サービスの充実を図る取組

## 基本方針2 安定した財政基盤の確立

次世代につながるまちづくりを推進するにあたって、未来への投資が実現できる安定した財政基盤を確立していきます。

### <取組の概要>

- 堅実な財政運営の流れを堅持する取組
- 成果重視の経営感覚の浸透を図る取組

## 基本方針3 行政経営力の向上

地域及び職員の人財育成に積極的に取り組むことによって、市としての組織力の向上を図ります。

### <取組の概要>

- 内外を問わず市における担う力を高める取組
- 働き方改革の推進による生産性の向上に繋がる取組
- 限られた人員で組織力・職員力を最大限に発揮できる体制の構築に向けた取組

## 8. 行政経営改革プランの位置付け

本プランのコンセプトである『人口減少社会への対応を見据えた持続可能なまちづくり』、また、3つの基本方針の視点に立ち、各種個別計画に係る取り組みの後押しと分野横断的な施策の推進を図ることで、市の最上位計画である第2次総合計画において目指すべき将来像としている『継承・共有・発信のまち“世代を超えて、自然を愛し、歴史を誇る ふるさとうわじま”』の実現を目指します。



図表 16: プランの位置付け

## 9. 改革の進め方

### (1) 計画期間

プランの計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

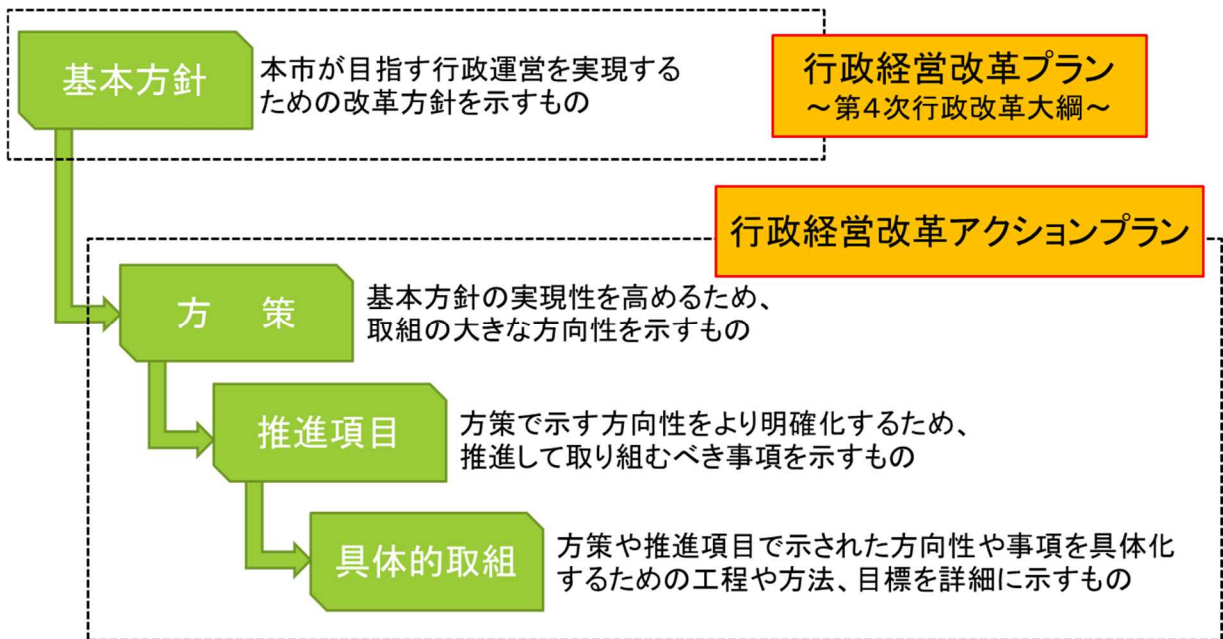
### (2) 進行管理及び推進体制

改革の推進にあたっては、具体的な取組内容、改革工程等を示したアクションプランを策定します。

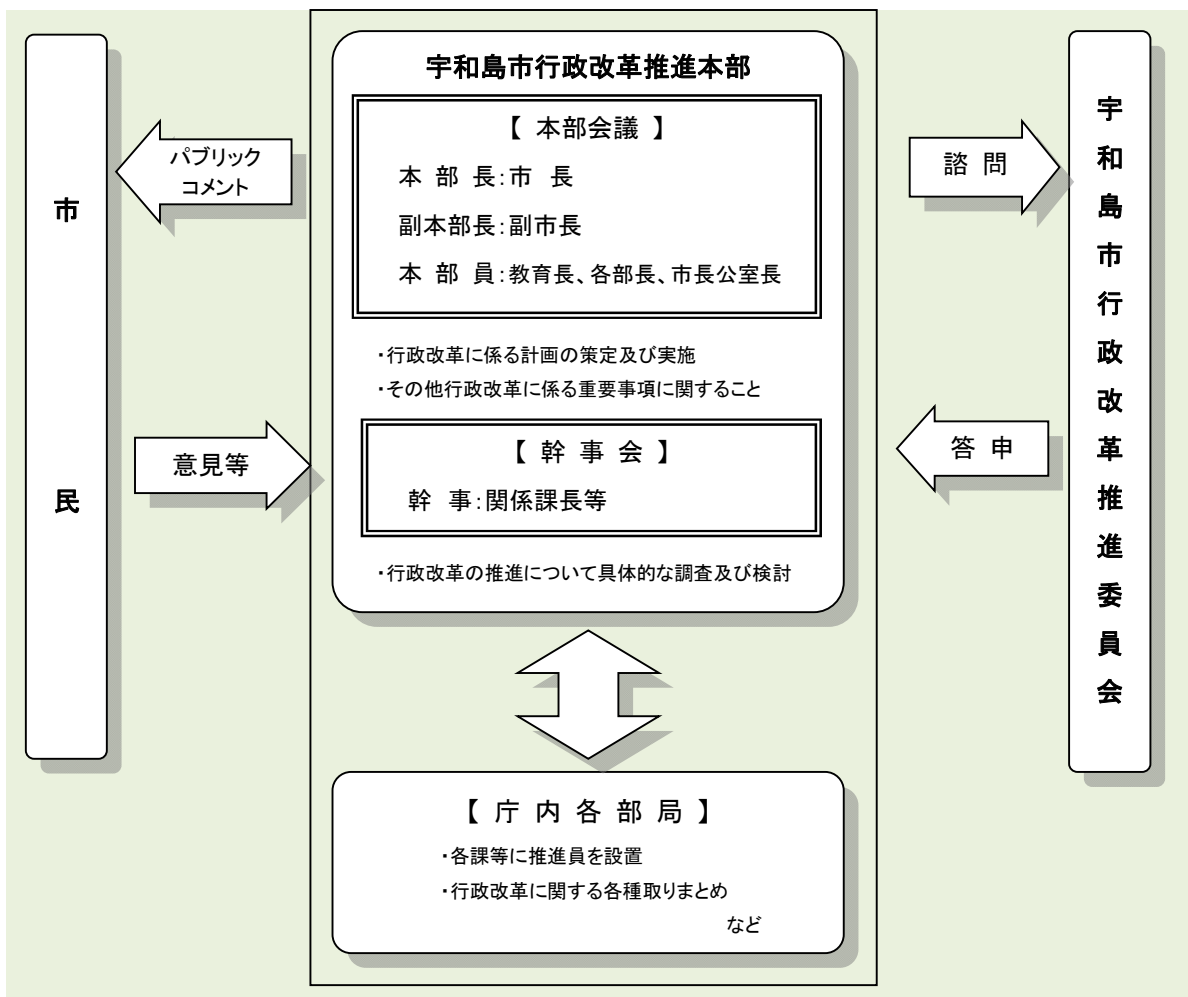
また、本プランに基づく改革の具体的な推進にあたっては、市長を本部長とする「宇和島市行政改革推進本部」が中心となって進行管理を行います。



図表 17: 体系図



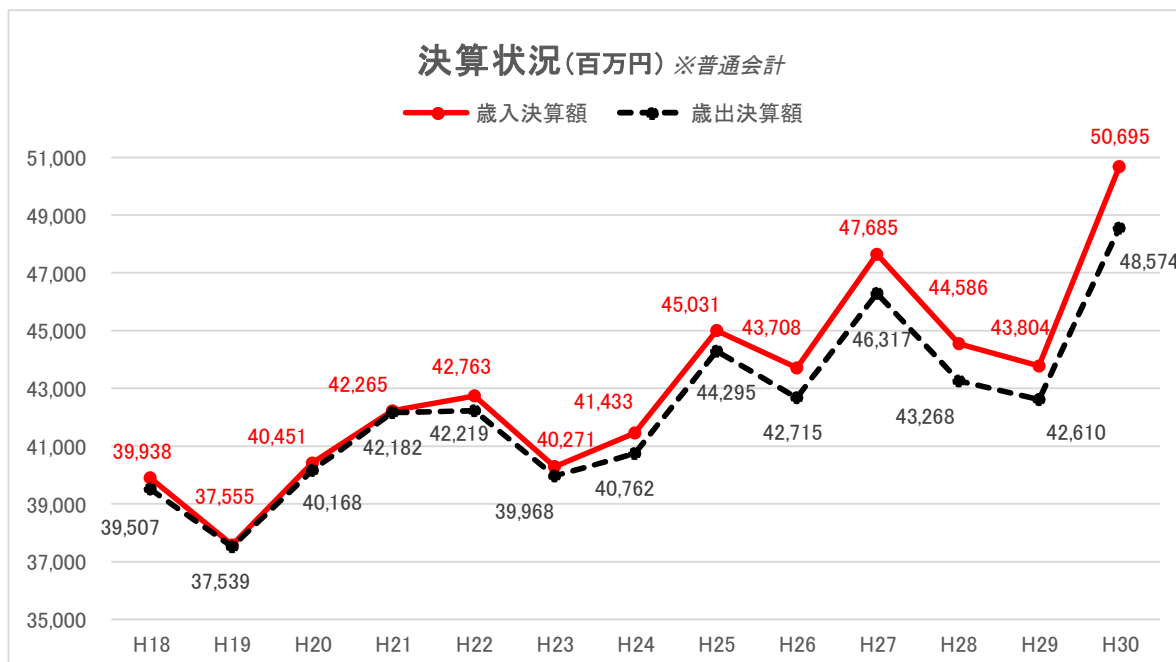
図表 18: 推進体制



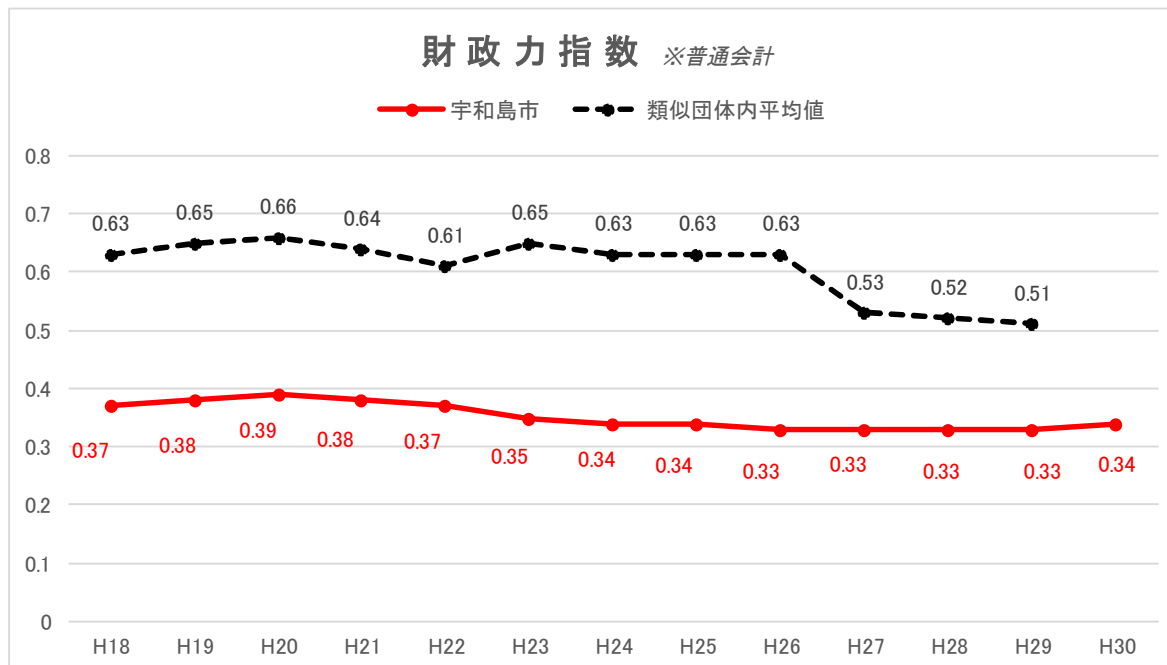
# 補足資料

『3-(2) 厳しい財政状況』補足資料

図表 19

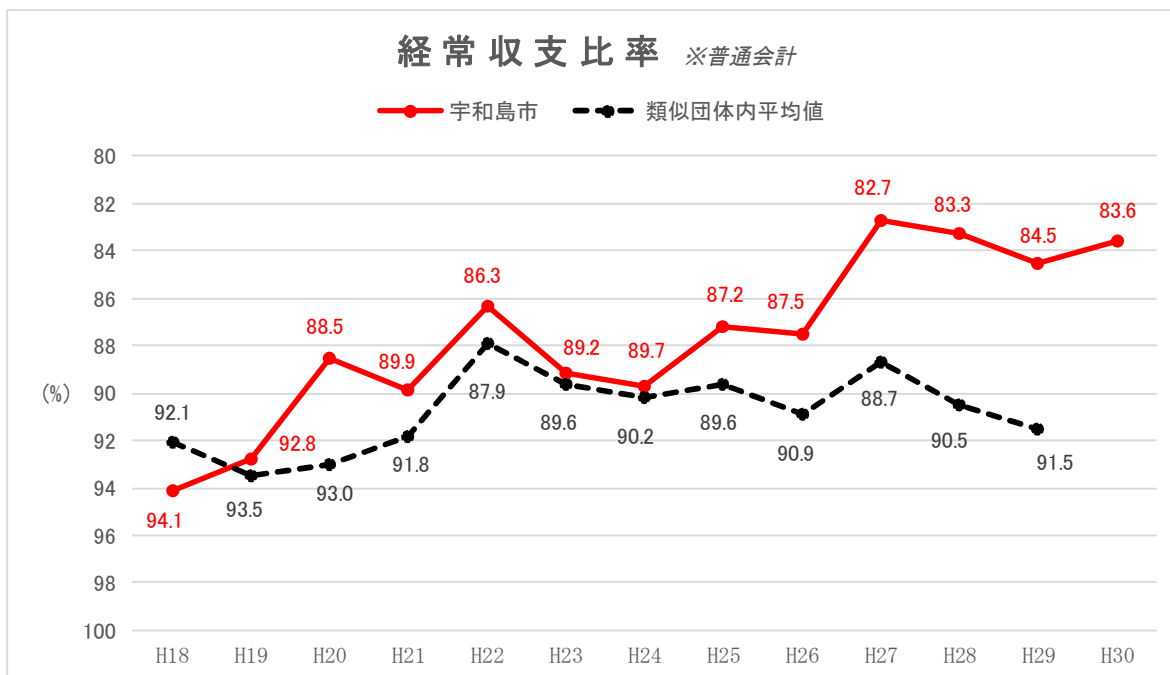


図表 20



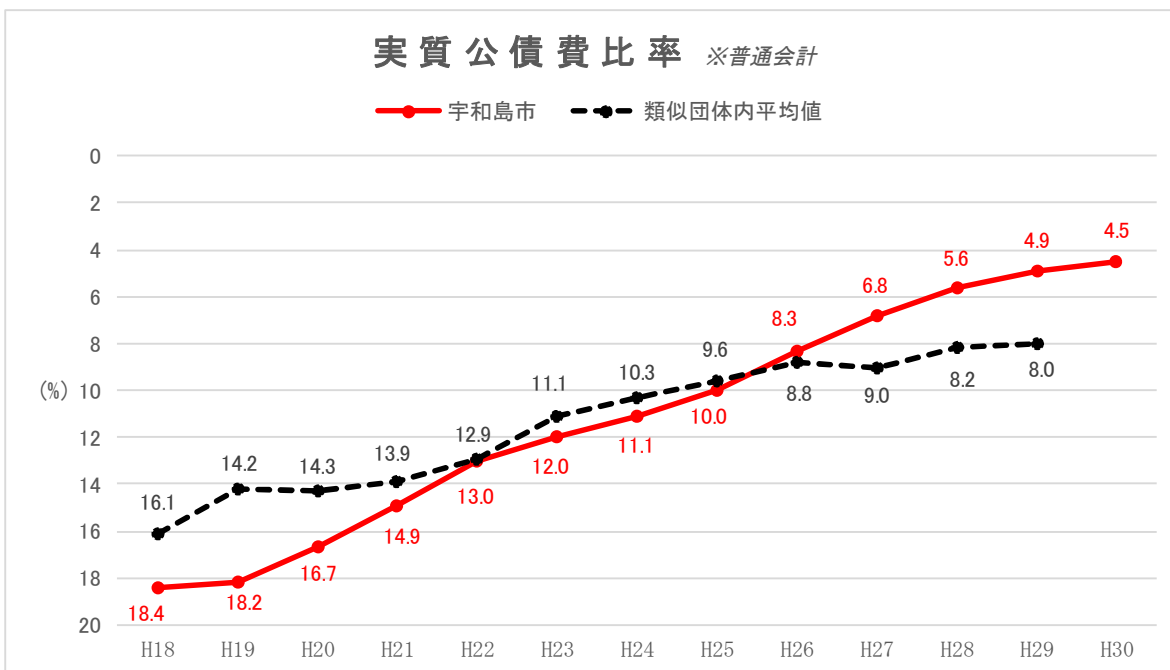
➤ 当市は企業も集積していないことから財政基盤が弱いことに加えて、人口減少や全国平均を上回る高齢化率、基幹産業である水産業の長引く低迷などにより、市税の減収傾向が続いており、類似団体平均を大きく下回っている。

図表 21



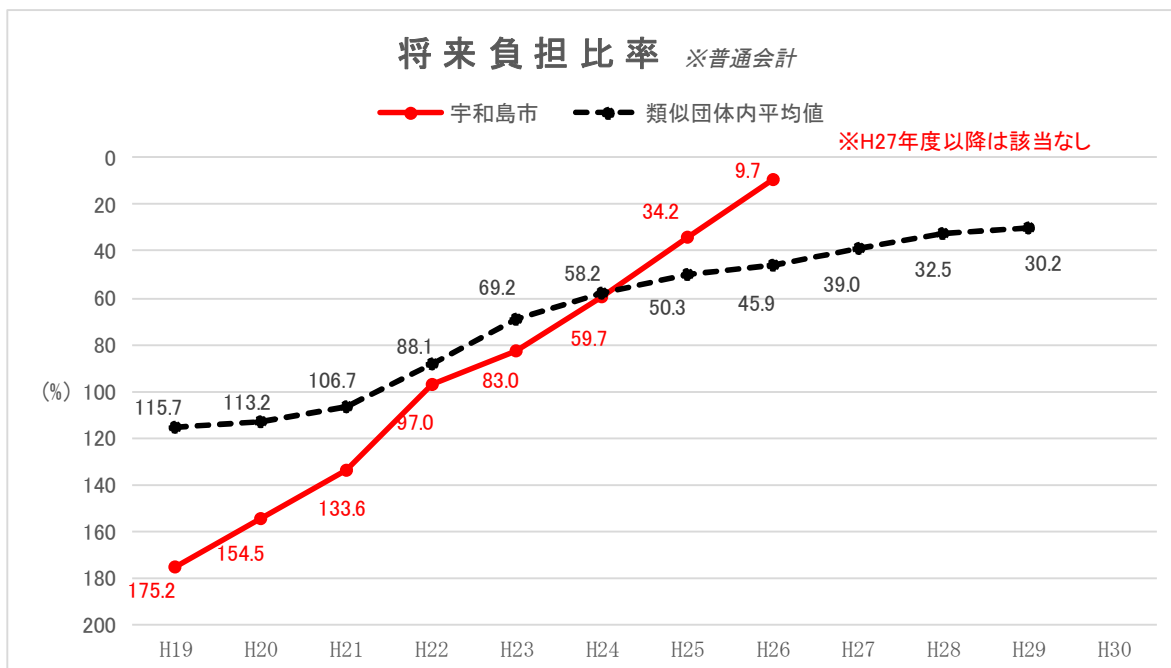
➤ 定員適正化計画に基づく職員数の削減や、高利率の既発債の繰上償還による公債費抑制などの影響により、類似団体平均を下回る状況が続いている。

図表 22



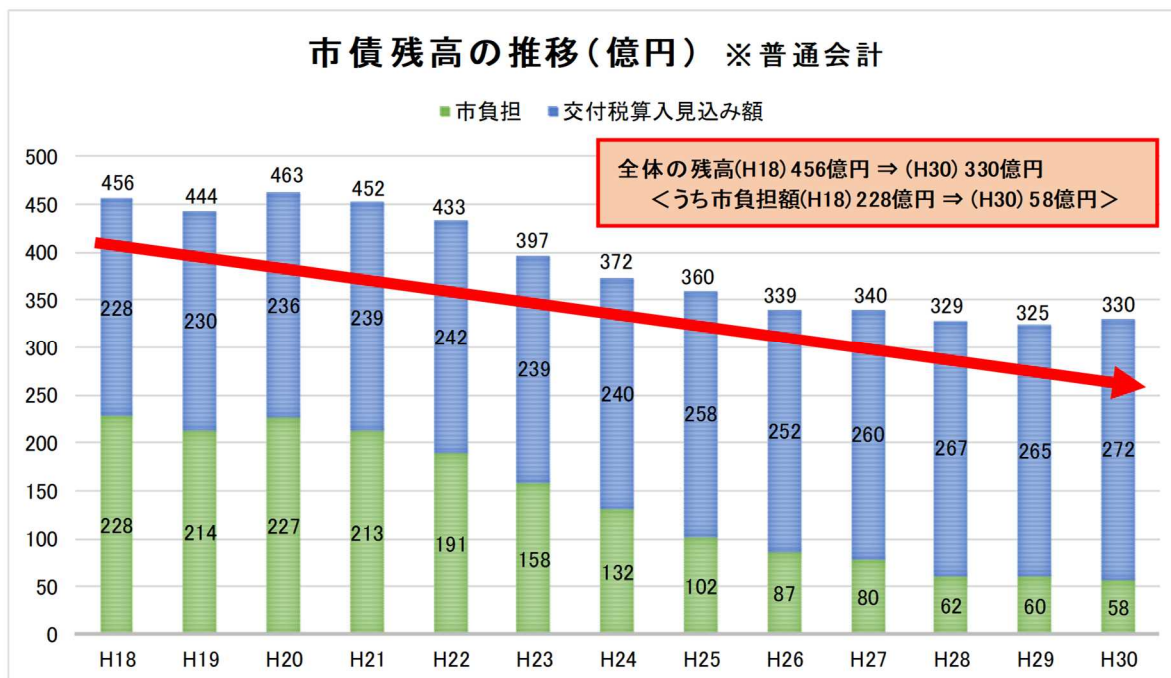
➤ 近年実施してきた既発債の繰上償還による元利償還金の減少、交付税措置率の有利な過疎対策事業債や合併特例債を活用している影響などにより、指標は改善傾向にあり、類似団体平均を下回っている。

図表 23



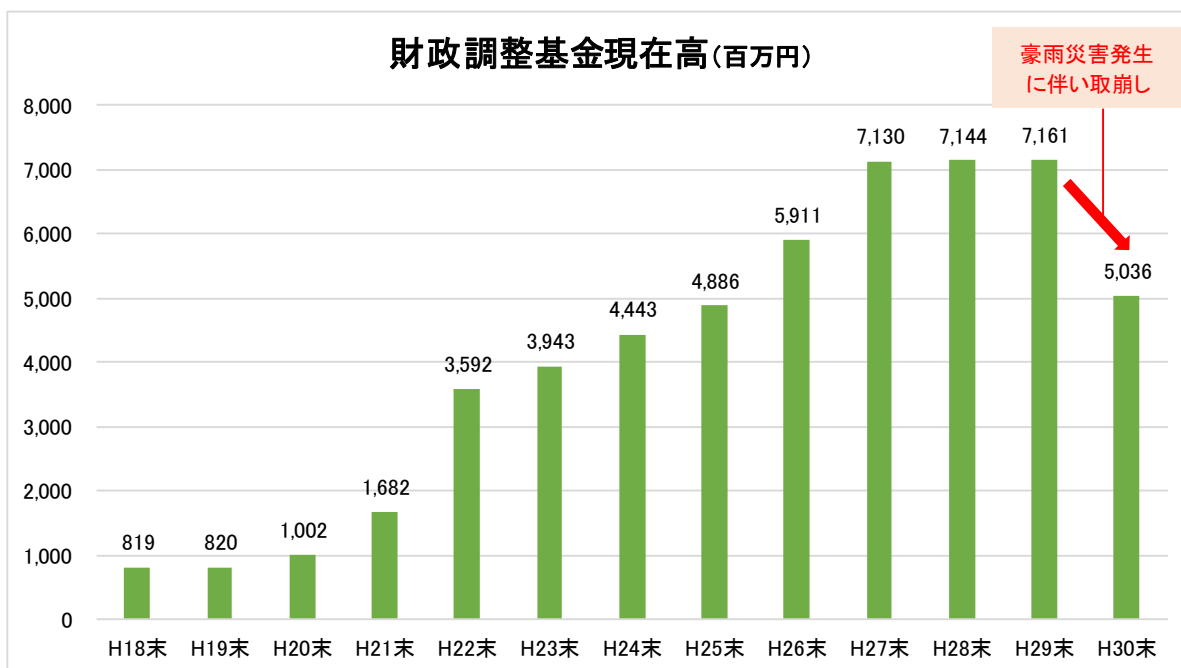
➤ 既発債の繰上償還や新発債の抑制による地方債残高の減、財政調整基金及び減債基金の積み立てによる充当可能基金の増額などにより、指標は改善され、平成 27 年度からは該当がない。

図表 24

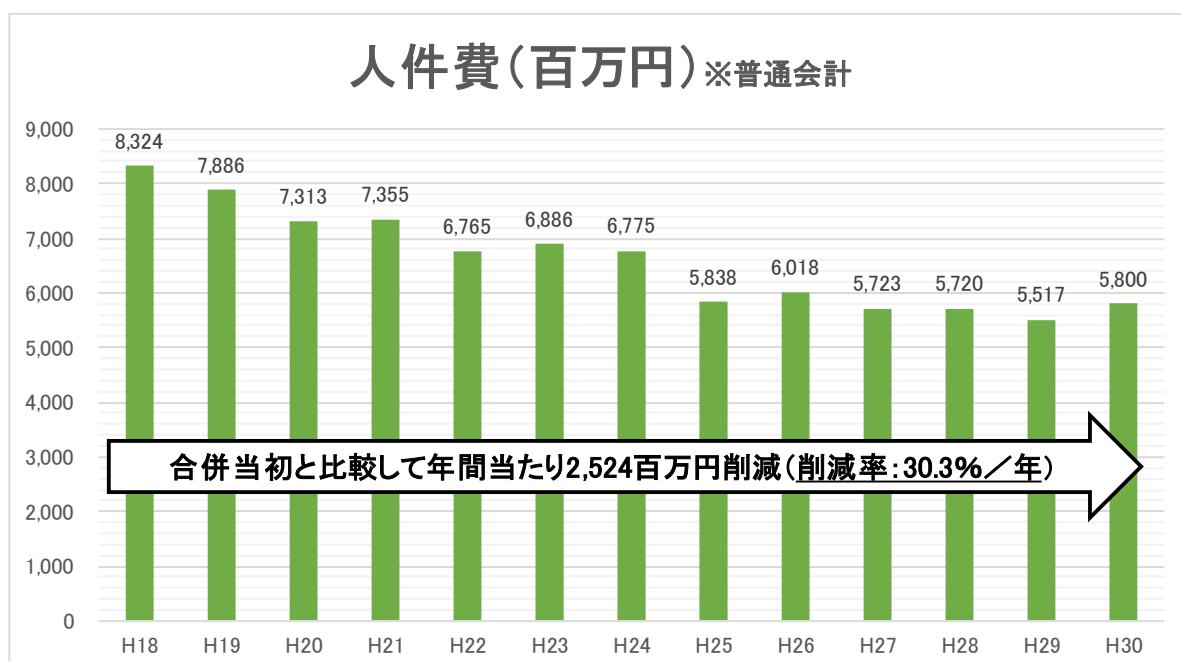


➤ 合併以降、過疎対策事業債など交付税措置率の高い有利な起債の活用により実質的な市の負担額(見込)も平成 30 年度決算において約 58 億円まで減少している。

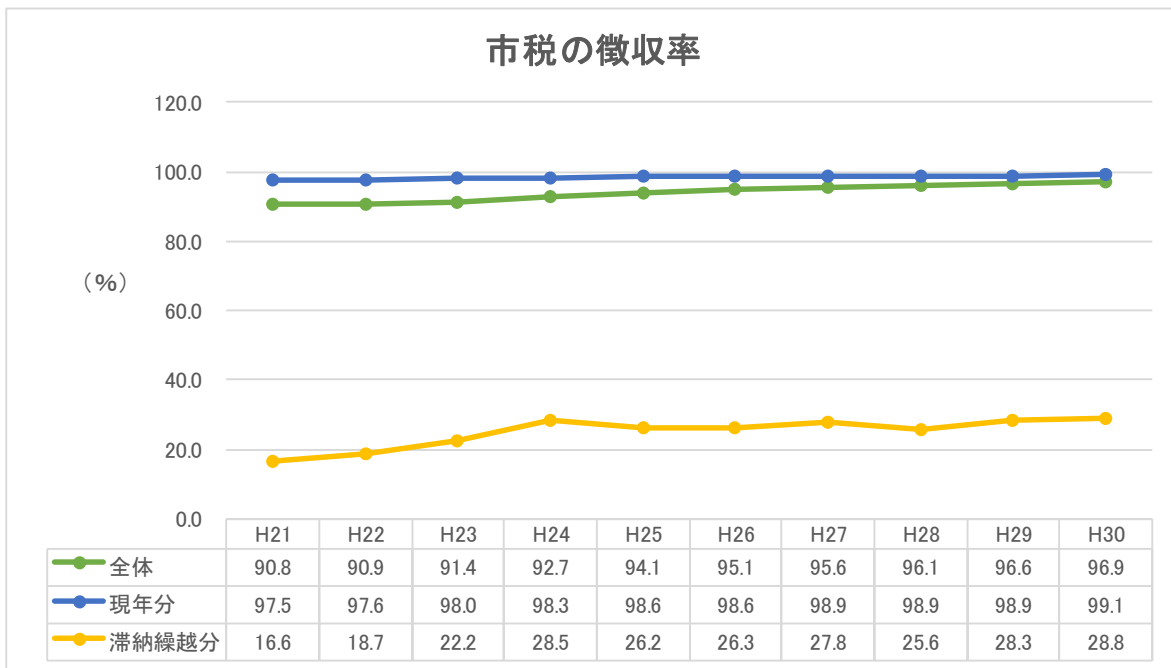
図表 25



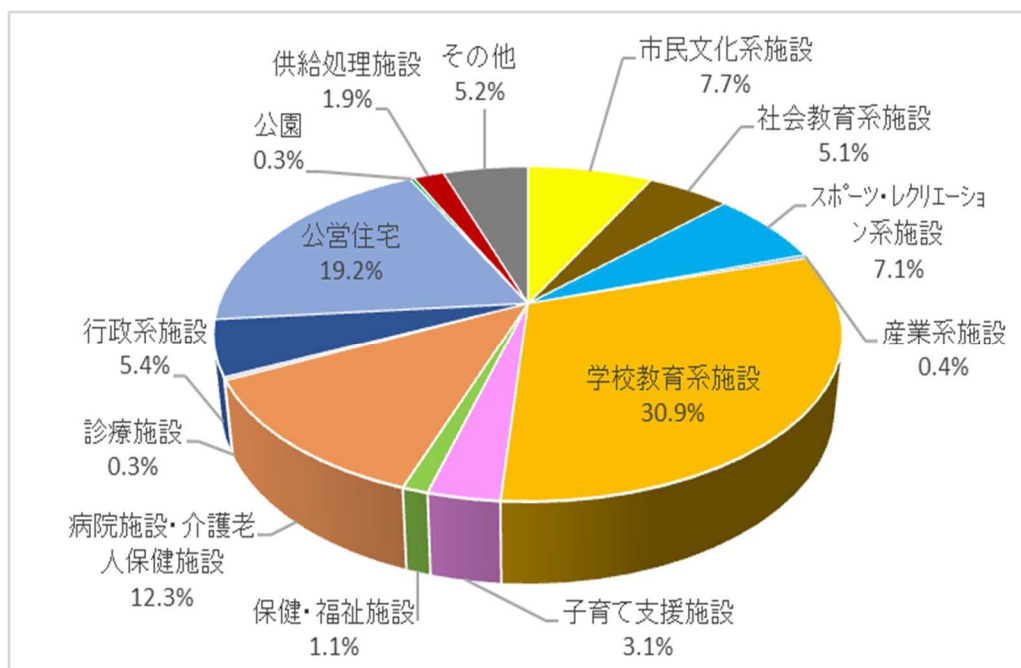
図表 26



図表 27



図表 28: 公共施設の状況



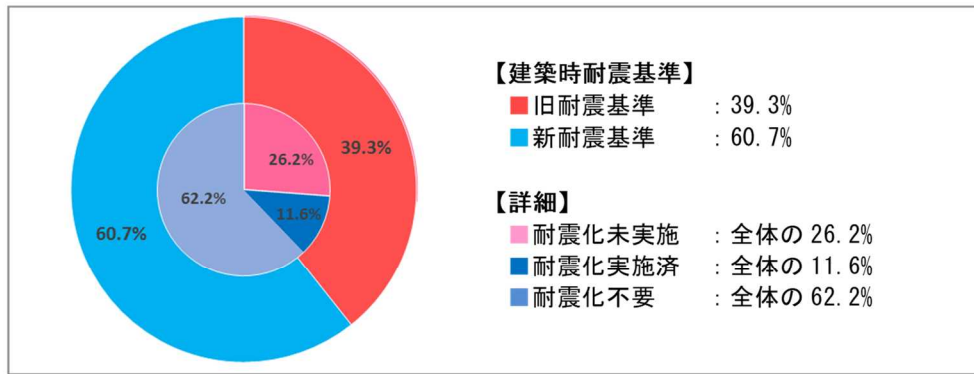
施設分類	施設数	延床面積(m <sup>2</sup> )
市民文化系施設	275	43,361.82
社会教育系施設	42	28,593.65
スポーツ・レクリエーション系施設	39	40,109.12
産業系施設	12	2,000.31
学校教育系施設	111	174,532.01
子育て支援施設	31	17,686.72
保健・福祉施設	12	6,346.11
病院施設・介護老人保健施設	38	69,302.04
診療施設	13	1,785.82
行政系施設	156	30,648.75
公営住宅	56	108,154.63
公園	20	1,462.17
供給処理施設	11	10,571.49
その他	61	29,372.90
総計	877	563,927.54

※平成 27 年度末現在

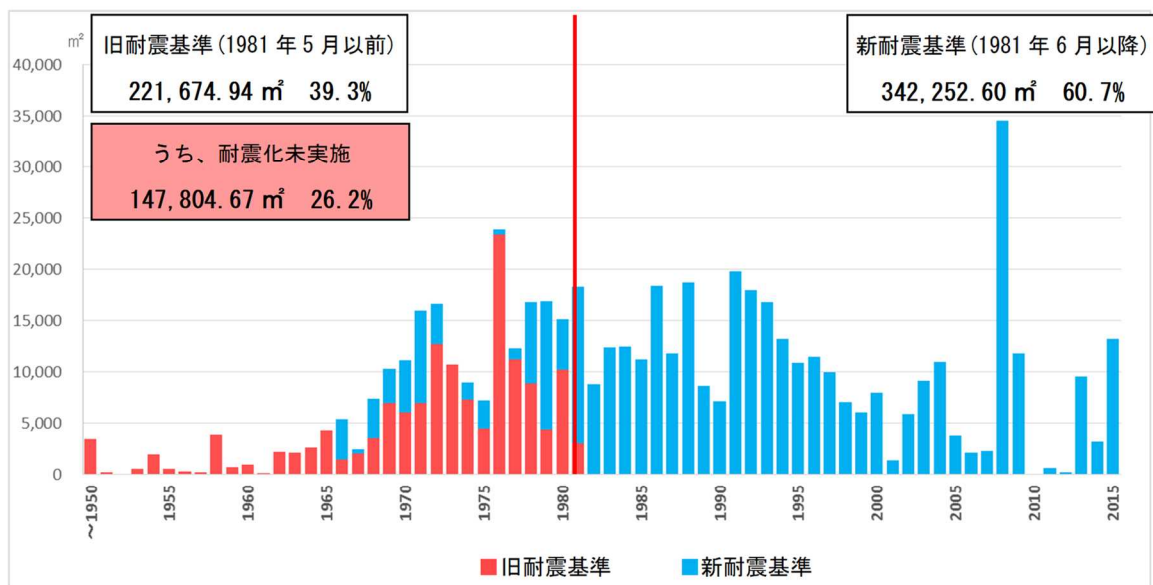
※上下水処理施設はインフラ施設として扱うため除外



図表 29: 公共施設の耐震化の状況



※平成 27 年度末現在



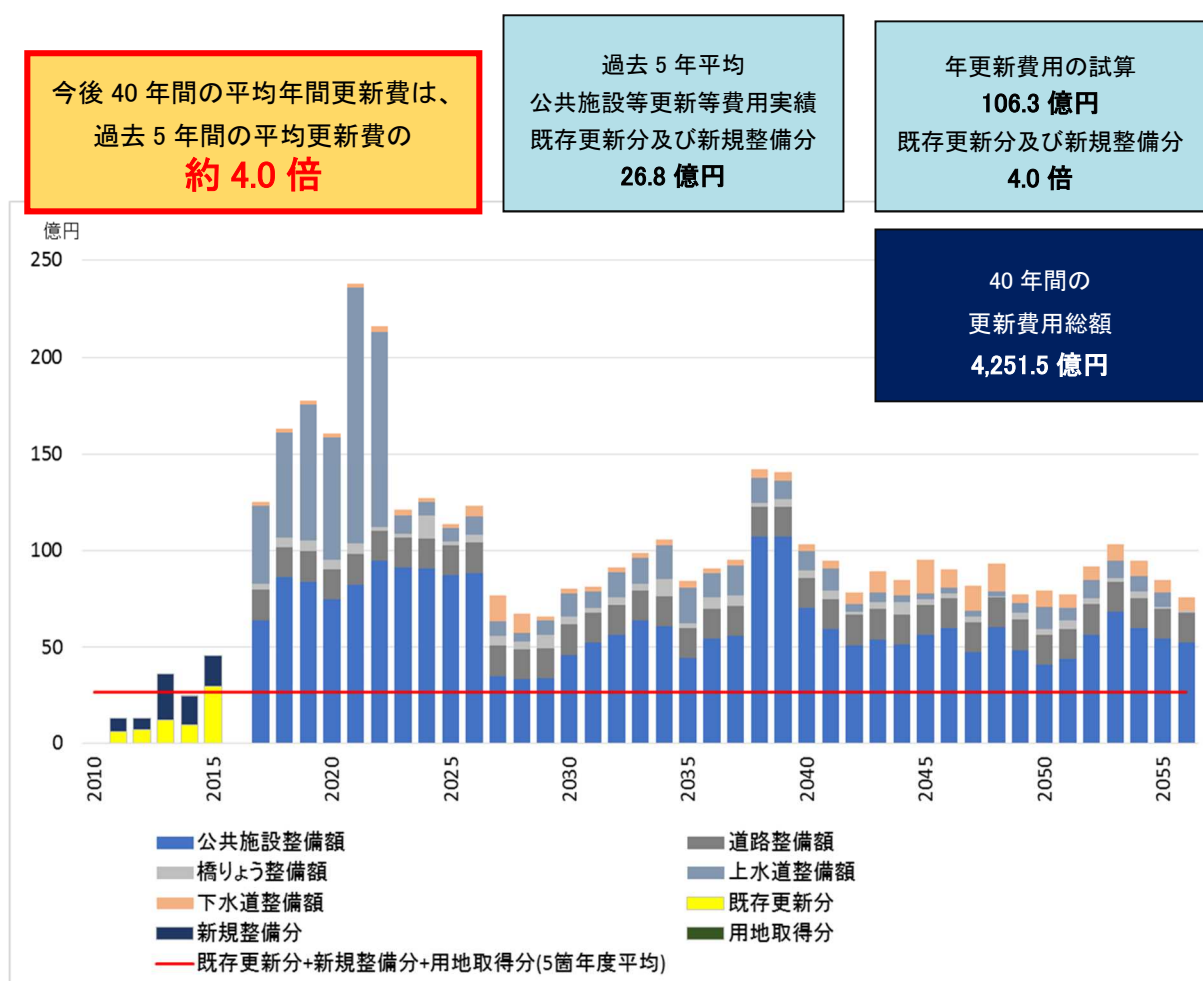
※旧耐震基準：建築物の設計において適用される地震（中地震：震度5程度）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年5月31日までの建築確認において適用されていた基準

※新耐震基準：建築物の設計において適用される地震（大地震：震度6強）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年6月1日以降の建築確認において適用されている基準

※耐震化不要には新耐震基準を含む

- 建築時に新耐震基準で建てられているものが 60.7%、旧耐震基準で建てられているものが 39.3%の割合となっている。
- 旧耐震基準で建てられた施設のうち、これまでに耐震化が完了している施設が 29.4% (全体の 11.6%)、耐震化未実施の施設が約 66.7% (全体の 26.2%) となっており、旧耐震基準で建てられた施設の 7 割近くが、未だ耐震化されていない状況となっている。

図表 30: 公共施設等の将来の更新等費用の見通し



※農道、林道、簡易水道、港湾・漁港、河川は更新単価の設定がされていないため、更新費用試算の対象外とする

※「公共施設等更新費用試算ソフト」(総務省監修)により試算

※更新等費用実績額: 公共施設にかかる更新等費用実績額とインフラ資産にかかる更新等費用実績額を合計したもの

- 現在保有している公共施設等の全てを同規模で維持しようとした場合、今後 40 年間(2017 年～2056 年)に発生する更新費用等の総額を、総務省が提供している「公共施設更新費用試算ソフト」を用いて試算した場合、総額 4,251.5 億円となる。
- 1 年あたりの平均額は約 106.3 億円となり、過去 5 年間の公共施設等にかかる更新等費用実績平均値(平均約 26.8 億円)の約 4.0 倍が必要となる計算である。

# 參考資料

資料 1: 宇和島市行政改革推進委員会委員名簿

団体名	氏名	備考
松山大学	◎ 甲 斐 朋 香	法学部法学科 准教授
(公社)宇和島青年会議所	○ 藤 堂 真 二	各団体代表者
宇和島商工会議所	永 田 幸 子	〃
宇和島金融協会	佐 々 木 信 幸	〃
宇和島市連合自治会	日 前 賢 一 郎	〃
宇和島市女性団体連絡協議会	池 田 多 津 子	〃
宇和島市PTA連合会	岡 本 慎 二	〃

(◎は委員長、○は副委員長)

異動により任期途中で退任された委員

団体名	氏名	備考
宇和島金融協会	久 米 良 樹	各団体代表者

## 資料 2: 宇和島市行政改革推進委員会設置要綱

### ○宇和島市行政改革推進委員会設置要綱

平成17年11月14日

告示第137号

#### (設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、宇和島市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、市の行政改革の推進に関する重要な事項について、審議し、答申する。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、民間有識者のうちから市長が委嘱する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱の日から第2条の答申をしたときまでとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政改革推進業務を担当する課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月14日から施行する。

附 則 (平成18年4月3日要綱第23号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年5月1日要綱第29号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宇和島市行政改革推進委員会設置要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年5月1日要綱第43号)

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日要綱第14号)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

宇総第 4 4 8 号  
令和元年 7 月 3 0 日

宇和島市行政改革推進委員会委員長 様

宇和島市長 岡 原文 彰

宇和島市行政経営改革プラン・アクションプランの策定について（諮問）

宇和島市行政改革推進委員会設置要綱（平成 1 7 年告示第 1 3 7 号）第 2 条の規定に基づき、下記事項について諮問いたします。

記

- （1）宇和島市行政経営改革プラン～第 4 次宇和島市行政改革大綱～（案）について
- （2）宇和島市行政経営改革アクションプラン（案）について

令和元年 1 2 月 3 日

宇和島市長 岡原 文彰 様

宇和島市行政改革推進委員会

委員長 甲斐 朋香

宇和島市行政経営改革プラン・アクションプラン（案）について（答申）

令和元年 7 月 3 0 日付け字総第 4 4 8 号で諮問のありましたこのことについて、次のとおり答申します。

答 申

宇和島市は、平成 1 7 年 8 月 1 日に、旧宇和島市、旧吉田町、旧三間町、旧津島町の 4 市町の合併により誕生し、合併以後、行政改革に関する計画を策定し、財政の健全化、職員の定員適正化等の様々な改革に取り組まれてきました。

しかしながら、宇和島市を取り巻く状況は、人口減少や人口構造の高齢化により市税等の収入の減少、社会保障関係費の増加等が見込まれます。また、昨年、未曾有の大被害をもたらした平成 3 0 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興に向けて、長期にわたり巨額の財源確保が必要となることも見込まれ、今後、安定した行政運営の継続を目指されるに当たり、依然として厳しい状況に置かれることが予測されます。

そのため、このような状況に的確に対応し、持続可能なまちづくりと地域活性化を実現するには、社会情勢の変化や市民ニーズを十分に把握した上で効果的に各種の施策を実施していくことが望まれます。

今回諮問のありました宇和島市行政経営改革プラン及びアクションプラン（案）については、概ね適切であると認めますが、その策定及び推進に当たっては、下記の事項に留意され、目標とする改革が成し遂げられることで、宇和島市の益々の発展につながることを期待いたします。



## 記

### 1. 今後の時代認識を踏まえた魅力あるまちづくりについて

安定した行政経営を継続していくためには、効果的かつ戦略的なシティセールスの展開によって、“まち”の特色や地域資源をはじめとする魅力などを内外へ積極的に発信することで、“まち”のイメージや知名度の向上を図り、ヒト・モノ・カネ・情報等を“まち”に呼び込み、“まち”の活性化と持続的な発展を実現させることが必要となります。

このことから、宇和島市の特色や地域資源に誰もが魅力を感じ、若者をはじめ多くの人たちが愛着や誇りを持ち、『地域に残れる、帰れるまちづくり』の推進に努められたい。

### 2. 行政経営改革プラン・アクションプランの推進について

今回策定される計画は、宇和島市が組織として目指す姿を経営理念として明文化されるものであり、その推進に当たっては、職員一人一人が意欲と情熱を持ち、能力や経験を十分に発揮していくことが重要となります。

このため、ワーク・ライフ・バランスの推進による働きやすい職場を目指すとともに、職員自身がやりがいを感じることができ、士気の確保や意欲の向上等が図られるような職場環境づくりに努められたい。

また、長期的な視点に立ち柔軟性をもって各種施策に取り組むことによって、計画の効果的な推進を図られたい。

### 3. 少子・高齢化を伴う人口減少社会を見据えた行政経営について

少子・高齢化を伴う人口減少の進行により若年労働力の絶対量が不足するなど、行政資源が大きく制約されることが見込まれることから、次の事項に留意されたい

#### (1) 組織体制

時代に即した組織運営については絶えず見直しが求められるため、引き続き職員数の適正化を図るとともに、AI（人工知能）やRPA（業務自動化）等のICT技術（情報通信技術）を有効に活用し、限られた人員で最大の効果が発揮できる組織体制を構築することにより、市民サービスの維持・向上と行政経営の効率化に努められたい。

## (2) 民間ノウハウ等の活用

従来の方法や水準で公共サービスを将来にわたり維持することが困難となることが見込まれる一方で、自治体は、市民サービスの持続的かつ、安定的な提供が求められるため、民間等の経験・ノウハウの活用や公共私における協力関係の構築を図り、民間（市民・地域・企業・NPO等）との協働による行政運営の推進に努められたい。

## 4. 健全な財政運営について

人口減少や少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少などにより、自主財源の要となる市税等の収入は、長期的には減少傾向にある一方で、社会情勢の変化や複雑・高度化する行政課題への対応等によって、市が実施する施策や取組は増加傾向にあります。

このため、効果検証による必要性の見極めや重要性を考慮した優先順位の判断を適切に行い、選択と集中による施策の実施に努められたい。

# **宇和島市行政経営改革プラン**

**～第4次宇和島市行政改革大綱～**

**〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地**

**TEL 0895-24-1111(代表)**

**FAX 0895-24-1121**

**作成 宇和島市 総務部 総務課**